(26) 試　験　問　題（午後の部）

注　　意

⑴　別に配布した答案用紙の該当欄に，試験問題用紙裏面の記入例に従って，受験地，受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては，数字の位を間違えないようにしてください。

⑵　試験時間は，3 時間です。

⑶　試験問題は，多肢択一式問題（第 1 問から第 35 問まで）と記述式問題（第 36 問及び第 37 問）から成り，配点は，多肢択一式が 105 点満点，記述式が 70 点満点です。

　なお，第 36 問の試験問題の一部として別紙 1 から別紙 8 までがあり，第 37 問の試験問題の一部として別紙 1 から別紙 9 までがありますので，注意してください。

⑷　**多肢択一式問題の解答**は，多肢択一式答案用紙の解答欄に，正解と思われるものの番号の枠内を，マーク記入例に従い，濃く塗りつぶす方法で示してください。正解は，全て一つです。したがって，解答欄へのマークは，各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は，無効とします。解答を訂正する場合には，プラスチック消しゴムで完全に消してから，該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は，**鉛筆**（ＨＢ）を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は，無効とします。

⑸　**記述式問題の解答**は，所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への解答の記入は，**万年筆**又は**ボールペン**（いずれも黒色のインクに限ります。ただし，インクが消せるものを除きます。）を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は，その部分につき無効とします。答案用紙の受験地，受験番号及び氏名欄以外の箇所に，特定の氏名等を記入したものは，無効とします。

⑹　答案用紙に受験地，受験番号及び氏名を記入しなかった場合は，採点されません（試験時間終了後，これらを記入することは，認められません。）。

⑺　答案用紙は，汚したり，折り曲げたりしないでください。また，書き損じても，補充しません。

⑻　試験問題のホチキスを外したり，試験問題のページを切り取る等の行為は，認められません。

⑼　試験時間中，不正行為があったときは，その者の受験は，直ちに中止され，その答案は，無効なものとして扱われます。

⑽　試験問題に関する質問には，一切お答えいたしません。

⑾　試験問題は，試験時間終了後，持ち帰ることができます。

第１問　送達に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　送達は，特別の定めがある場合を除き，職権でする。

イ　訴訟無能力者に対する送達は，その法定代理人にする。

ウ　送達を受けるべき者が送達場所とともに送達受取人を受訴裁判所に届け出た場合には，当該送達を受けるべき者に出会った場所においてした送達は，その者がその送達を受けることを拒まなかったときでも，無効である。

エ　就業場所以外の場所でする補充送達は，送達を受けるべき者が実際にその書類の交付を受けて内容を了知しなければ，無効である。

オ　書留郵便に付する送達は，送達を受けるべき者に到達したか否か及びいつ到達したかにかかわらず，その発送の時にその効力を生ずる。

１　アウ　　２　アオ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウエ

第２問　当事者が期日に欠席した場合に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　相手方が在廷していない口頭弁論においては，準備書面のうち，相手方に送達されたもの又は相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたものに記載した事実でなければ，主張することができない。

イ　当事者が弁論準備手続の期日に出頭しないときは，裁判所は，弁論準備手続を終了することができる。

ウ　証拠調べは，当事者が期日に出頭しない場合には，することができない。

エ　請求の放棄をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論の期日に出頭しないときは，裁判所は，その旨の陳述をしたものとみなすことができない。

オ　判決の言渡しは，当事者が在廷しない場合においても，することができる。

１　アウ　　２　アオ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウエ

第３問　証拠調べに関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　裁判所は，補助参加人を証人として尋問することができる。

イ　口頭弁論期日において証人尋問の申出を却下された当事者は，その却下決定に対し，即時抗告により不服を申し立てることができる。

ウ　裁判所は，文書提出命令の申立てに係る文書が刑事事件に係る訴訟に関する書類に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは，文書の所持者にその提示をさせることができる。

エ　文書の所持者が文書提出命令に従わないときは，文書提出命令の申立人は，当該文書提出命令を債務名義として強制執行をすることができる。

オ　訴えの提起前において証拠保全の申立てをし，検証を求めるときは，当該検証に係る検証物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にしなければならない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第４問　確定判決の効力に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　裁判所がある訴訟要件を欠くことを理由に訴えを却下する判決を言い渡し，その判決が確定した場合には，その後当該訴訟要件が具備されたときであっても，同一の訴えを提起することはできない。

イ　当事者の一方が，相手方の権利を害する意図の下に，相手方が訴訟手続に関与することを妨げるなどの不正な行為を行い，その結果本来であればあり得べきではない内容の確定判決を取得して執行し，損害を与えた場合には，相手方は，再審の訴えを提起することができるときであっても，別訴で不法行為に基づき当該損害の賠償を請求することができる。

ウ　売買契約による所有権の移転を請求原因とする所有権確認訴訟において，売主である被告が詐欺による取消権を行使することができたのにこれを行使しないまま口頭弁論が終結し，請求認容の判決が確定した場合には，売主がその後の同一当事者間での訴訟において当該取消権を行使して所有権の存否を争うことは許されない。

エ　一個の債権の数量的な一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えが提起された場合には，当該一部の請求についての確定判決の既判力は，残部の請求にも及ぶ。

オ　口頭弁論終結後の承継人として確定判決の効力を受ける者は，再審の訴えの原告適格を有する。

１　アウ　　２　アエ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウオ

第５問　訴えの取下げに関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　訴えは，控訴審においては，取り下げることができない。

イ　訴えの取下げは，詐欺脅迫等明らかに刑事上罰すべき他人の行為によりされたときであっても，その効力を生ずる。

ウ　被告が本案について口頭弁論をした後に原告が訴えを取り下げた場合において，被告が同意しない旨を明らかにしたときは，その後被告が改めて同意をしても，その訴えの取下げは効力を生じない。

エ　原告が反訴の本案について口頭弁論をした後に，本訴の取下げをした場合であっても，反訴の取下げは，原告の同意を得なければ，その効力を生じない。

オ　本案について第一審の終局判決があり，当該終局判決が控訴審で取り消されて差し戻された場合において，原告が差戻し後の第一審において終局判決があるまでに訴えを取り下げたときは，その原告は，同一の訴えを提起することができる。

１　アイ　　２　アオ　　３　イエ　　４　ウエ　　５　ウオ

第６問　仮の地位を定める仮処分命令に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　仮の地位を定める仮処分命令は，争いがある権利関係について債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるためこれを必要とするときに発することができる。

イ　仮の地位を定める仮処分命令の申立てにおいては，保全すべき権利関係及び保全の必要性を疎明しなければならない。

ウ　仮の地位を定める仮処分命令は，口頭弁論又は債務者が立ち会うことができる審尋の期日を経ることにより仮処分命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは，その期日を経ることなく，発することができる。

エ　裁判所は，仮の地位を定める仮処分命令において，仮処分解放金を定めることができる。

オ　仮の地位を定める仮処分命令に対し保全異議の申立てがあった後に，当該仮の地位を定める仮処分命令の申立てを取り下げるには，債務者の同意を得ることを要する。

１　アイ　　２　アオ　　３　イウ　　４　ウエ　　５　エオ

第７問　執行文付与に対する異議の訴え，請求異議の訴え，第三者異議の訴え及び配当異議の訴え（以下「各種異議の訴え」という。）に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**は，幾つあるか。

ア　債務者は，執行文付与に対する異議の訴えを提起することができない。

イ　債務者は，請求異議の訴えを提起することができない。

ウ　債務者は，第三者異議の訴えを提起することができない。

エ　債務者は，配当異議の訴えを提起することができない。

オ　各種異議の訴えが適法に提起されたときは，当事者は，裁判所において口頭弁論をしなければならない。

１　１個　　２　２個　　３　３個　　４　４個　　５　５個

第８問　司法書士又は司法書士法人の業務に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　司法書士は，長期の疾病などやむを得ない事由により自ら業務を行い得ない場合には，一定の期間を定めて，補助者に全ての業務を取り扱わせることができる。

イ　司法書士法人は，定款で定めるところにより，当事者その他関係人の依頼を受けて後見人に就任し，被後見人の法律行為について代理する業務を行うことができる。

ウ　司法書士は，日本司法書士会連合会にあらかじめ届け出ることにより，二以上の事務所を設けることができる。

エ　司法書士法人は，その主たる事務所に社員を常駐させなければならないが，その従たる事務所には社員を常駐させる必要はない。

オ　司法書士は，登記権利者及び登記義務者の双方から登記申請の代理の依頼を受けて当該申請に必要な書類を受領した場合において，当該申請をする前に登記義務者から当該書類の返還を求められたときは，登記権利者に対する関係では，登記権利者の同意がある等特段の事情のない限り，その返還を拒むべき義務を負う。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ

第９問　供託物等の払渡請求手続に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　所有権の移転の登記を反対給付の内容として土地の売買代金が供託されている場合には，反対給付を履行したことを証する書面として，その売買を原因とする所有権の移転の登記がされている当該土地の登記事項証明書を供託物払渡請求書に添付して，供託物の還付請求をすることができる。

イ　電子情報処理組織を使用して供託金の払渡請求をする場合には，日本銀行宛ての記名式持参入払の小切手の交付を受ける方法，預貯金振込みの方法又は国庫金振替の方法のいずれの方法によっても，払渡しを受けることができる。

ウ　保証として金銭を供託した場合には，供託者は，毎年，４月１日以降に，その前年度分の供託金利息の払渡請求をすることができる。

エ　供託物払渡請求書に記載した払渡請求金額については，訂正をすることができる。

オ　供託物払渡請求者が外国人である場合において，その者が提示した在留カードにより，その者が本人であることを確認することができるときは，供託物払渡請求書に市区町村長の作成した印鑑証明書を添付することを要しない。

１　アイ　　２　アエ　　３　イウ　　４　ウオ　　５　エオ

第10問　債権者不確知を原因とする弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　持参債務について被供託者をＡ又はＢとして債権者不確知を原因とする弁済供託をする場合において，Ａの住所地の供託所とＢの住所地の供託所とが異なるときは，いずれの供託所にも供託をすることができる。

イ　譲渡禁止の特約のある債権について転付命令が確定した場合において，第三債務者が差押債権者の善意・悪意を知ることができないときは，被供託者を差押債権者又は執行債務者として債権者不確知を原因とする弁済供託をすることができる。

ウ　同一債権がＡとＢに二重に譲渡され，それぞれ債務者に対する確定日付のある証書による通知がされた場合において，各通知が債務者に同時に到達したときは，債務者は，被供託者をＡ又はＢとして債権者不確知を原因とする弁済供託をすることができる。

エ　賃貸人が死亡した場合には，賃借人は，当該賃貸人の相続人の有無について戸籍を調査した後でなければ，債権者不確知を原因とする弁済供託をすることはできない。

オ　被供託者をＡ又はＢとして債権者不確知を原因とする弁済供託がされている場合には，第三者Ｃが，被告をＡ及びＢとする訴えを提起し，当該供託に係る債権の実体上の権利をＣが有することを確認する旨の確定判決を添付して供託金払渡請求をしたとしても，Ｃは，供託物の還付を受けることはできない。

１　アイ　　２　アオ　　３　イウ　　４　ウエ　　５　エオ

第11問　執行供託に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　金銭債権の一部について仮差押えの執行がされた場合において，その残余の部分を超えて滞納処分による差押えがされたときは，第三債務者は，その金銭債権の全額に相当する金銭を供託しなければならない。

イ　金銭債権が差し押さえられた場合において，第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託するときは，執行裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならない。

ウ　金銭債権の一部が差し押さえられた場合において，第三債務者が差押えに係る債権の全額に相当する金銭を供託したときは，執行債務者は，供託金のうち，差押金額を超える部分の払渡しを受けることができる。

エ　金銭債権が差し押さえられ，第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託した後，その差押命令の申立てが取り下げられた場合には，第三債務者は，供託原因が消滅したことを払渡請求事由として，供託金を取り戻すことができる。

オ　金銭債権が差し押さえられ，第三債務者が差押金額に相当する金銭を供託した後，執行裁判所が配当を実施した場合において，配当を受けるべき執行債権者が供託物の還付請求をするときは，供託物払渡請求書に当該裁判所が交付した証明書を添付しなければならない。

１　アイ　　２　アオ　　３　イエ　　４　ウエ　　５　ウオ

第12問　登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　甲土地にＡを抵当権者とする抵当権の設定の仮登記がされている場合において，Ａが単独で当該仮登記の抹消を申請するときは，Ａに対して通知された登記識別情報を提供しなければならない。

イ　Ａ及びＢが所有権の登記名義人である甲土地について，共有物分割禁止の定めに係る所有権の変更の登記を申請する場合には，Ａ及びＢに対してそれぞれ通知された登記識別情報を提供しなければならない。

ウ　甲土地にＡを抵当権者とする順位１番の抵当権の設定の登記及びＢを抵当権者とする順位２番の抵当権の設定の登記がされている場合において，Ｂの抵当権を順位１番とし，Ａの抵当権を順位２番とする抵当権の順位の変更の登記を申請するときは，Ｂに対して通知された登記識別情報の提供を要しない。

エ　甲土地及び乙土地にＡを抵当権者とする共同抵当権の設定の登記がされている場合において，甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記がされた後，合筆後の乙土地の全部に関する旨の付記登記がされた抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは，当該合筆の登記がされる前の甲土地及び乙土地についてＡに対してそれぞれ通知された登記識別情報を提供しなければならない。

オ　いずれもＡが所有権の登記名義人である甲土地及び乙土地について，甲土地を乙土地に合筆する合筆の登記がされた後，乙土地について抵当権の設定の登記を申請する場合には，当該合筆の登記の際にＡに対して通知された登記識別情報に代えて，当該合筆の登記がされる前の甲土地及び乙土地についてＡに対してそれぞれ通知された登記識別情報を提供することができる。

１　アイ　　２　アエ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　ウオ

第13問　登記識別情報の失効の申出と登記識別情報が有効であることの証明の請求に関する次のアからオまでの記述のうち，**登記識別情報が有効であることの証明の請求にのみ当てはまるもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　同一の登記所の管轄区域内にある二以上の土地について，一の申出情報又は請求情報によって申出又は請求をすることができる。

イ　申出又は請求をする場合には，登記識別情報の提供を要しない。

ウ　司法書士が登記名義人の相続人を代理して申出又は請求をする場合には，当該登記名義人に相続があったことを証する情報を提供しなければならない。

エ　申出又は請求をする場合には，登記手数料の納付を要しない。

オ　書面によって申出又は請求をした場合には，その申出又は請求に当たって提供した印鑑に関する証明書の原本の還付を請求することができる。

１　アウ　　２　アオ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウエ

第14問　次のアからオまでの記述のうち，**第１欄の申請をする場合において，第２欄に掲げる者の承諾を証する情報又はその者に対抗することができる裁判があったことを証する情報を提供しなければならないもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

	第１欄	第２欄
ア	地役権の設定の登記の抹消	地役権の設定の登記がされた後，その要役地について設定の登記がされている抵当権の登記名義人
イ	Ａを抵当権者とする抵当権の設定の登記の抹消	Ａを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされた後，Ｂを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされた場合において，さらにその後，抵当権の順位の変更の登記がされているときのＢ
ウ	賃料を増額する賃借権の変更の登記	賃借権について転貸の登記がされている場合の転借権の登記名義人
エ	Ａを抵当権者とする抵当権の被担保債権の発生原因日付の更正の登記	Ａを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされた後，Ｂを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合のＢ
オ	Ａ及びＢを登記名義人とする所有権の移転の登記をＡのみを登記名義人とする所有権の更正の登記	所有権の移転の登記が債権者代位によりされている場合の当該登記を申請した者

１　アウ　　２　アオ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウエ

第15問　単独で登記を申請する場合の登記原因証明情報に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**は，幾つあるか。

ア　甲土地について設定された抵当権の登記名義人であるＡの所在が知れないため，甲土地の所有権の登記名義人であるＢが単独で当該抵当権の設定の登記の抹消を申請する場合には，公示催告の申立てをしたことを証する情報を提供しなければならない。

イ　甲土地について設定された根抵当権の債務者であるＡが破産したため，当該根抵当権の登記名義人であるＢが単独で当該根抵当権の元本確定の登記を申請する場合には，Ａについて破産手続開始の決定があったことを証する情報を提供しなければならない。

ウ　甲建物についてＡに対する賃借権の設定の登記がされ，当該登記について「賃借人の死亡時に賃貸借終了」の旨の定めも登記されている場合において，Ａが死亡した後に，甲建物の所有権の登記名義人であるＢが単独で当該賃借権の設定の登記の抹消を申請するときは，Ａの死亡を証する市町村長が職務上作成した情報を提供しなければならない。

エ　甲土地の所有権の登記名義人であるＡの承諾がある場合において，甲土地についてＢに対する地上権の設定の仮登記をＢが単独で申請するときは，当該地上権が設定されたことを証する情報を提供しなければならない。

オ　株式会社が名称を変更した場合において，その所有する不動産の登記名義人の名称についての変更の登記を申請するときは，名称について変更があったことを証する名称の変更後の当該株式会社の定款の写しを提供しなければならない。

１　１個　　２　２個　　３　３個　　４　４個　　５　５個

第16問　判決による登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　Ａが所有権の登記名義人である甲土地につき農地法所定の許可があったことを条件としてＢに対して所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決に基づき，Ｂが単独で当該所有権の移転の登記を申請する場合には，添付情報として当該許可があったことを証する情報を提供すれば，当該判決について執行文の付与を受けていなくても，当該登記を申請することができる。

イ　Ａは，Ｂが所有権の登記名義人である甲土地の一部を買い受けた場合において，甲土地の当該一部につきＢに対してＡへの所有権の移転の登記手続を命ずる判決が確定したときは，Ｂに代位して甲土地の分筆の登記を申請し，その後，当該判決に基づき単独で甲土地の当該一部についての所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ　Ａが所有権の登記名義人である甲土地につきＡがＢに対して所有権の移転の登記手続に必要な書類を交付することを内容とする和解調書に基づき，Ｂは，単独で甲土地の所有権の移転の登記を申請することができる。

エ　Ａ及びＢは，Ａに対してＢへの所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決を登記原因証明情報として提供し，共同して，当該所有権の移転の登記を申請することができる。

オ　Ａが所有権の登記名義人である甲土地につき売買を登記原因とするＢへの所有権の移転の登記手続を命ずる判決が確定した場合には，その後，当該登記がされる前にＡが甲土地をＣに対して売り渡し，その旨の所有権の移転の登記がされたときであっても，Ｂは，甲土地について，当該判決に承継執行文の付与を受けてＣからＢへの所有権の移転の登記を単独で申請することができる。

１　アイ　　２　アウ　　３　イエ　　４　ウオ　　５　エオ

第17問　所有権の保存の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**は，幾つあるか。

なお，ウ以外の記述における所有権の保存の登記の申請人は，所有権を有することが確定判決によって確認された者ではないものとする。

ア　所有権の登記がない土地について，その表題部所有者であるＡが死亡した場合には，Ａから包括遺贈を受けたＢ株式会社は，自己を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

イ　Ａ及びＢが表題部所有者である所有権の登記がない建物について，Ａは，Ａ及びＢを登記名義人とする所有権の保存の登記を単独で申請することができる。

ウ　Ａが所有権の保存の登記の登記名義人である建物について，Ａに対して当該登記の抹消を命ずる判決が確定した場合において，当該判決の理由中でＢが当該建物の所有権を有することが確認されているときは，Ｂは，当該登記を抹消し，自己を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

エ　Ａが表題部所有者である所有権の登記がない敷地権付き区分建物について，これをＢがＡから買い受けた後に，さらにＣがＢから買い受けた場合には，Ｃは，自己を登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

オ　Ａが表題部所有者である所有権の登記がない建物について，Ｂ及びＣがＡを相続した後に，ＤがＢを相続したときは，Ｃ及びＤは，Ｃ及びＤを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

１　１個　　２　２個　　３　３個　　４　４個　　５　５個

第18問　所有権の移転の登記の抹消に関する次のアからオまでの記述のうち，**判例の趣旨に照らし正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　ＡからＢへの強制競売による売却を登記原因とする所有権の移転の登記がされている場合には，ＡとＢは，合意解除を登記原因として，当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

イ　被相続人Ａから相続人Ｂへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされた後に，Ｂから他の相続人Ｃへの遺留分減殺を登記原因とする所有権の一部移転の登記がされている場合には，ＢとＣは，遺留分減殺請求取消を登記原因として，当該所有権の一部移転の登記の抹消を申請することができる。

ウ　ＡからＢへの所有権の移転の登記についてＢの死亡によって所有権移転が失効する旨の付記登記がされている場合において，その後Ｂが死亡したときは，Ａは，所有者死亡を登記原因として，単独で，当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

エ　ＡからＢへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記がされた後にＡが死亡した場合において，Ａの相続人とＢとの間でその売買契約を解除する旨の合意をしたときは，Ａの相続人とＢは，合意解除を登記原因として，当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

オ　ＡからＢへの譲渡担保を登記原因とする所有権の移転の登記がされている場合において，ＡとＢとの間でその譲渡担保契約が解除されたときは，ＡとＢは，譲渡担保契約の解除を登記原因として，当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

１　アイ　　２　アオ　　３　イウ　　４　ウエ　　５　エオ

第19問　次のような登記事項の記録(抜粋)がある不動産に関する下記のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成18年2月2日 第1111号	原因　平成18年2月2日売買 所有者　A
付記1号	買戻特約	平成18年2月22日 第1111号	原因　平成18年2月2日特約 売買代金　金1,000万円 期間　平成18年2月2日から10年間 買戻権者　B

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成25年4月1日 第2111号	原因　平成25年4月1日金銭消費貸借 同日設定 債権額　金1,000万円 債務者　A 抵当権者　C

ア　Ｃが抵当権の実行として競売開始決定を得て，その旨の差押えの登記がされた場合において，買戻しの期間が経過しているときは，Ｃは，Ａに代位して，買戻特約の登記の抹消をＢと共同して申請することができる。

イ　Ｂの住所について登記記録上の住所から変更があった場合であっても，Ｂは，当該変更があったことを証する情報を提供すれば，その住所についての変更の登記をすることなく買戻特約の登記の抹消を申請することができる。

ウ　Ｂの買戻権の行使による所有権の移転の登記がされた場合には，Ｂは，Ｃの抵当権の登記の抹消を単独で申請することができる。

エ　Ａ及びＢは，買戻特約の売買代金を 1,200 万円に変更する旨の合意をした場合には，買戻特約の登記につき当該売買代金を1,200万円とする変更の登記を申請することができる。

オ　買戻特約の売買代金について，真実は1,200万円であったが，申請人の過誤により1,000 万円として申請され，登記されている場合には，Ａ及びＢは，買戻特約の登記につき当該売買代金を1,200万円とする更正の登記を申請することができる。

1　アイ　　2　アオ　　3　イエ　　4　ウエ　　5　ウオ

第20問　相続による所有権の移転の登記の申請の要否に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　Ａが所有権の登記名義人である甲土地について，農地法所定の許可があったことを停止条件とする所有権の移転の仮登記がされた後，当該許可がある前にＡが死亡した場合において，当該仮登記に基づく本登記を申請するときは，その前提としてＡの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

イ　Ａが所有権の登記名義人である甲土地について，Ｂが占有を開始した時より前にＡが死亡していた場合において，甲土地についてのＢの取得時効が完成したとしてＢを登記権利者とする時効取得による所有権の移転の登記を申請するときは，その前提としてＡの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

ウ　権利能力のない社団の構成員全員に総有的に帰属する甲土地について，当該社団の代表者であるＡが個人名義でその所有権の登記名義人となっていた場合において，Ａが死亡した後に当該社団の新たな代表者としてＢが就任し，Ｂを登記権利者とする委任の終了による所有権の移転の登記を申請するときは，その前提としてＡの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

エ　Ａが所有権の登記名義人である甲土地について，Ａの死亡を始期とする所有権の移転の仮登記がされている場合において，その後にＡが死亡し，当該仮登記に基づく本登記を申請するときは，その前提としてＡの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

オ　抵当権の設定者である所有権の登記名義人Ａが死亡した後に当該抵当権が消滅した場合において，当該抵当権の設定の登記の抹消を申請するときは，その前提としてＡの相続人への所有権の移転の登記を申請しなければならない。

１　アイ　　２　アエ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　ウオ

第21問　次の対話は，甲土地の所有権の登記名義人であるＡが，公正証書によって，その所有する財産の全部をＡの相続人でないＢに対して遺贈する旨の遺言をした事例に関する司法書士と補助者との対話である。司法書士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

司法書士：　Ａの生前に，甲土地について遺贈を原因とする所有権移転請求権保全の仮登記を申請することができますか。

補助者：ア　死因贈与を原因とする仮登記を申請することができるので，遺贈を原因とする仮登記も，申請することができます。

司法書士：　次に，Ａの生前にＢが死亡し，Ｂの直系卑属であるＣがいる場合について検討しましょう。この場合に，Ａが死亡した後，Ａの遺言に基づいて甲土地についてＣを受遺者とする遺贈による所有権の移転の登記を申請することはできますか。

補助者：イ　Ｃは，Ｂを代襲してＡから遺贈を受けることはできないので，Ｃを受遺者とする遺贈による所有権の移転の登記を申請することはできません。

司法書士：　では，甲土地が農地であった場合について検討しましょう。この場合に，Ａの遺言に基づいて甲土地について所有権の移転の登記を申請するときは，農地法所定の許可は必要となりますか。

補助者：ウ　Ａの遺言に基づくＢへの遺贈は包括遺贈に当たるため，農地法所定の許可は不要です。

司法書士：　それでは，Ａの遺言について家庭裁判所により遺言執行者が選任された場合について検討しましょう。この場合に，遺言執行者がＡの遺言に基づいて所有権の移転の登記を申請するときは，どのような書類を代理権限証明情報として提供しなければなりませんか。

補助者：エ　遺言執行者選任の審判書，遺言書及び遺言者の死亡を証する情報を代理権限証明情報として提供しなければなりません。

司法書士：　最後に，Ａが遺言をした後に甲土地についてＡからＤへの売買による所有権の移転の登記がされた場合について検討しましょう。この場合に，所有権の移転の登記が錯誤により抹消され，その後にＡが死亡したときは，Ｂは，Ａの遺言に基づいて遺贈による所有権の移転の登記を申請することはできますか。

補助者：オ　はい。遺言の内容と抵触する生前処分に係る登記が錯誤により抹消されていますので，Ｂは，Ａの遺言に基づいて遺贈による所有権の移転の登記を申請することができます。

１　アウ　　２　アエ　　３　イエ　　４　イオ　　５　ウオ

第22問　司法書士法務太郎は，次のような登記事項の記録(抜粋)がある土地に設定された乙区1番の抵当権について，①から③までの変更の登記を申請し，いずれも登記された。この場合において，①から③までの変更の登記について次のⅠからⅢまでの事実が当てはまるとき，次のアからオまでの記述のうち，**「この変更の登記」について③の登記が当てはまるもの**は，幾つあるか。

なお，①から③までの変更の登記は，判決による登記及び代位による登記ではなく，また，法令の規定により提供を省略することができる情報及び提供されたものとみなされる情報についても，添付情報として提供しているものとする。

おって，租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用は，ないものとする。

(登記事項の記録(抜粋))

甲区1番　所有権移転　　平成10年1月7日受付第888号　共有者 持分2分の1　X
2分の1　Y

2番　Y持分全部移転　平成26年1月6日受付第777号　所有者 持分2分の1　X

乙区1番　X持分抵当権設定　平成12年1月5日受付第555号　債権額　金500万円
利息 年8%　債務者　X
抵当権者 Z

2番　地上権設定　　平成25年1月7日受付第999号　地上権者 W

Ⅰ　①から③までの登記は，共有持分上の抵当権の効力を単有不動産全部に及ぼす変更，重畳的債務引受又は利息の組入れの登記のいずれかである。

Ⅱ　②及び③の登記は，完了後の登記記録に，登記の目的として「1番抵当権変更」と記録されている。

Ⅲ　②の登記の際に納付した登録免許税は，担保の目的たる不動産1個につき1,000円である。

ア　「この変更の登記」は，Xが単独で申請することができる。

イ　「この変更の登記」は，被担保債権の額を申請情報の内容とすることを要しない。

ウ　「この変更の登記」は，延滞した利息の額を申請情報の内容とすることを要しない。

エ　「この変更の登記」は，添付情報として，Xの印鑑に関する証明書を提供することを要しない。

オ　「この変更の登記」は，添付情報として，Wが承諾したことを証する情報を提供することを要しない。

1　1個　　2　2個　　3　3個　　4　4個　　5　5個

第23問　次のような登記事項の記録(抜粋)がある甲土地に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

権利部(甲区)(所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成18年2月2日 第1111号	原因　平成18年2月2日売買 所有者　A

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成25年4月1日 第2111号	原因　平成25年4月1日設定 極度額　金1億円 債務者　B 根抵当権者　C
付記1号	1番根抵当権転抵当	平成23年5月2日 第3111号	原因　平成23年5月2日金銭消費貸借同日設定 転抵当権者　D
付記2号	1番根抵当権一部移転	平成25年6月6日 第4111号	原因　平成25年6月6日一部譲渡 根抵当権者　E，F

ア　根抵当権の共有者間における優先弁済の関係についてＥがＦに先立つて弁済を受けるべきことを定めた場合において，当該定めの登記を申請するときは，Ｃ，Ｅ及びＦが共同して申請しなければならない。

イ　Ｃが自己の根抵当権の共有者の権利をＧへ全部譲渡した場合において，その旨の根抵当権の共有者Ｃの権利移転の登記を申請するときは，Ｄの承諾を証する情報を提供しなければならない。

ウ　Ｂの住所について地番変更を伴わない行政区画の変更がされた場合において，乙土地について甲土地と共同根抵当とする根抵当権の設定の登記を申請するときは，その前提として，甲土地についてＢの住所の変更の登記を申請しなければならない。

エ　Ｆが自己の根抵当権の共有者の権利を放棄した場合において，放棄を原因とするＣ及びＥへの根抵当権の共有者Ｆの権利移転の登記を申請するときは，Ａの承諾を証する情報を提供しなければならない。

オ　Ｅが自己の根抵当権の共有者の権利をＨへ全部譲渡した場合において，その旨の根抵当権の共有者Ｅの権利移転の登記をする前に根抵当権の元本の確定の登記がされているときは，その確定前の日付を登記原因日付とする当該権利移転の登記を申請することはできない。

1　アウ　　2　アオ　　3　イエ　　4　イオ　　5　ウエ

第24問　所有権の移転の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記が甲土地についてされている場合に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

なお，以下，当該仮処分の債権者を「債権者」といい，当該仮処分の債務者を「債務者」という。

ア　債権者が債務者を登記義務者とする甲土地についての所有権の移転の登記を確定判決に基づき単独で申請する場合において，処分禁止の登記がされる前に設定の登記がされた抵当権が実行され，その差押えの登記が処分禁止の登記に後れてされているときは，当該差押えの登記の抹消を単独で申請することができる。

イ　債権者及び債務者が甲土地についての所有権の移転の登記を共同して申請する場合には，申請と同時にするときに限り，債権者は，処分禁止の登記に後れる登記の抹消を単独で申請することができる。

ウ　債権者が債務者を登記義務者とする甲土地についての所有権の移転の登記を申請する場合において，処分禁止の登記に後れる登記の抹消を単独で申請するときは，その旨をあらかじめ当該登記の登記名義人に対して通知したことを証する情報を提供しなければならない。

エ　債権者が債務者を登記義務者とする甲土地についての所有権の移転の登記を申請する場合において，処分禁止の登記に後れる抵当権の設定の登記の抹消を申請しなかったときは，当該所有権の移転の登記の申請は却下される。

オ　債権者が債務者を登記義務者とする甲土地についての所有権の移転の登記を申請する場合において，処分禁止の登記に後れる登記の抹消を単独で申請するときは，登記原因証明情報として仮処分の決定書の正本を提供しなければならない。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ

第25問　登記事項の証明等に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**は，幾つあるか。

ア　電子情報処理組織を使用して交付の請求をした登記事項証明書は，送付の方法により受領することができるほか，請求者が指定した登記所で受領することもできる。

イ　登記事項証明書の交付を請求する場合において，信託目録に記録された事項について証明を求める旨が請求情報の内容とされていないときは，当該事項の記載が省略された登記事項証明書が交付される。

ウ　所有権の保存の登記が記録されている甲区１番の部分のみを記載事項とする登記事項証明書の交付を請求することはできない。

エ　承役地についてする地役権の設定の登記の添付情報として提供された地役権図面の一部の写しの交付を請求することができる。

オ　質権の設定の登記の添付情報として提供された市区町村長作成の印鑑に関する証明書の写しの交付を請求することはできない。

１　１個　　２　２個　　３　３個　　４　４個　　５　５個

第26問　次の信託の登記に関する文章中の（　**ア**　）**から**（　**オ**　）**までの空欄に入れるべき語句の組合せとして適切なもの**は，後記１から５までのうち，どれか。

「信託の登記は，権利に関する登記の一つであるところ，権利に関する登記の登記事項のほか，委託者，受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所など信託の登記に固有の登記事項があり，目的信託と呼ばれる（　ア　）の定めのない信託については，その旨が登記事項とされる。

信託の登記は，（　イ　）が単独で申請することができ，所有権を自己信託の対象とした場合には，その旨の権利の（　ウ　）の登記を申請することとされ，その申請の際には，所有権の登記名義人の（　エ　）を提供しなければならない。この登記は，受託者の国有財産が（　オ　）に属するものに変わったことを公示する意味があるとされる。」

１　ア　受益者　イ　受託者　ウ　変更　エ　登記識別情報　オ　信託財産

２　ア　受益者　イ　委託者　ウ　変更　エ　登記識別情報　オ　受益者の財産

３　ア　受託者　イ　委託者　ウ　移転　エ　印鑑に関する証明書　オ　信託財産

４　ア　受託者　イ　委託者　ウ　移転　エ　登記識別情報　オ　信託財産

５　ア　受益者　イ　受託者　ウ　移転　エ　印鑑に関する証明書　オ　受益者の財産

第27問　工場抵当又は工場財団の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　工場に属する土地ではない甲土地について抵当権の設定の登記がされている場合において，その後，甲土地が工場に属する土地となったときであっても，当該抵当権を工場抵当法第２条による抵当権に変更する旨の抵当権の変更の登記を申請することはできない。

イ　甲土地について工場抵当法第２条による抵当権の設定の登記がされている場合において，その後，新たに機械を甲土地に備え付けたときは，当該抵当権の登記名義人及び甲土地の所有権の登記名義人は，当該抵当権の変更の登記を共同して申請しなければならない。

ウ　工場財団について設定された抵当権の登記が全て抹消された後，当該工場財団について新たに抵当権の設定の登記を申請する場合には，抵当権の設定の登記が全て抹消されたときから６か月以内に申請しなければならない。

エ　工場財団の所有権の登記名義人が当該工場財団について賃貸借契約を締結した場合には，当該工場財団の抵当権者の同意があっても，当該工場財団について賃借権の設定の登記を申請することはできない。

オ　工場財団に属した旨の登記がされている甲土地の所有権の登記名義人が甲土地について賃貸借契約を締結した場合には，その工場財団の抵当権者の同意があっても，甲土地について賃借権の設定の登記を申請することはできない。

(参考)

工場抵当法

第２条　工場ノ所有者カ工場ニ属スル土地ノ上ニ設定シタル抵当権ハ建物ヲ除クノ外其ノ土地ニ附加シテ之ト一体ヲ成シタル物及其ノ土地ニ備附ケタル機械，器具其ノ他工場ノ用ニ供スル物ニ及フ但シ設定行為ニ別段ノ定アルトキ及民法第四百二十四条ノ規定ニ依リ債権者カ債務者ノ行為ヲ取消スコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

２　(略)

１　アイ　　２　アウ　　３　イオ　　４　ウエ　　５　エオ

第28問　次の対話は，商業登記制度に関する教授と学生との対話である。教授の質問に対する次のアからオまでの学生の解答のうち，**正しいもの**は，幾つあるか。

教授：　商業登記法は，どのような目的をもって制定されていますか。

学生：ア　商号，会社等に係る信用の維持を図り，かつ，取引の安全と円滑に資することを目的として制定されています。

教授：　商業登記の真実性を担保するための一つの手段として，登記の申請書に押印すべき者の印鑑をあらかじめ登記所に提出させる制度があります。では，会社の登記の申請を委任による代理人がする場合，申請書には誰の印を押す必要がありますか。

学生：イ　登記所に提出した代表者の印を押す必要があります。

教授：　商業登記の申請がされた場合において，登記官は，申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは，どのような調査を行うことができますか。

学生：ウ　登記官は，申請人に対して，文書の提示など必要な情報の提供を求めることはできますが，登記所への出頭を求めることはできません。

教授：　登記すべき事項を公示するための一つの手段として，登記簿に記録されている事項を証明した書面(以下「登記事項証明書」という。)の交付の制度があります。誰が登記事項証明書の交付を請求することができますか。

学生：エ　会社と取引しようとする者など利害関係を有する者に限り，手数料を納付して，登記事項証明書の交付を請求することができます。

教授：　登記事項証明書のうち履歴事項証明書には，どのような登記事項が記載されますか。

学生：オ　当該履歴事項証明書の交付の請求があった日までに，証明の対象となる登記簿に記録された全ての登記事項が記載されます。

1　1個　　2　2個　　3　3個　　4　4個　　5　5個

第29問　株式会社の設立の登記の申請書の添付書面について説明した次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

なお，設立に当たり発起人が作成した定款には，金銭以外の財産を出資する者の氏名，当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数の記載があるものとする(以下，定款に記載された出資の目的物である金銭以外の財産を「現物出資財産」という。)。

ア　現物出資財産について定款に記載された価額の総額が 500 万円を超えない場合には，設立の登記の申請書に，設立時取締役(設立する株式会社が監査役設置会社である場合にあっては，設立時取締役及び設立時監査役)の調査報告を記載した書面を添付することを要しない。

イ　現物出資財産について定款に記載された価額の総額が 500 万円を超えない場合において，当該現物出資財産の全てが不動産であるときは，設立の登記の申請書に，不動産鑑定士の鑑定評価書を添付しなければならない。

ウ　検査役の報告を受けた裁判所によって，現物出資財産の価額を変更する決定がされた場合には，設立の登記の申請書に，当該決定書の謄本を添付しなければならない。

エ　現物出資財産が市場価格のある有価証券であって検査役の選任及び調査を要しない場合には，設立の登記の申請書に添付すべき有価証券の市場価格を証する書面は，当該現物出資財産の給付の日の最終の市場価格を証するものでなければならない。

オ　設立に要した費用の額のうち設立に際して資本金又は資本準備金の額として計上すべき額から減ずるべき額と定めた額が零であっても，設立の登記の申請書には，資本金の額が会社法及び会社計算規則の規定に従って計上されたことを証する書面を添付しなければならない。

１　アイ　　２　アウ　　３　イエ　　４　ウオ　　５　エオ

第30問　取締役会設置会社の本店移転又は支店移転の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　本店を甲県所在のＡ登記所の管轄区域内から乙県所在のＢ登記所の管轄区域内に移転する本店移転の登記の申請を取り下げる場合には，Ｂ登記所に対し，取下書１通（Ａ登記所及びＢ登記所宛ての申請をともに取り下げる旨の記載のあるもの）を提出すれば足りる。

イ　本店を甲県所在のＡ登記所の管轄区域内から乙県所在のＢ登記所の管轄区域内に移転する本店移転の登記を代理人によって申請する場合には，Ａ登記所宛ての申請書及びＢ登記所宛ての申請書のいずれにも，代理人の権限を証する書面を添付しなければならない。

ウ　取締役会で支店の移転の時期を「平成 26 年 7 月 1 日から 1 週間」と概括的に定めた後，その範囲内の日に現実に支店を移転した場合であっても，当該支店の移転の後に改めて取締役会で当該支店の移転を承認しなければ，支店移転の登記を申請することができない。

エ　本店の移転に当たり定款の変更を要しない場合において，現実に本店を移転した後に取締役会で当該本店の移転を承認する決議をしたときは，当該決議の日に本店の移転があったものとみなして本店移転の登記を申請することができる。

オ　本店を甲県所在のＡ登記所の管轄区域内から乙県所在のＢ登記所の管轄区域内に移転する本店移転の登記が申請された場合において，Ｂ登記所の登記官が新所在地における登記の申請を却下したときは，その旨の通知を受けたＡ登記所の登記官は，旧所在地における登記の申請を却下しなければならない。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第31問　株券発行会社(現実に株券を発行している株式会社に限る。)に関する次のアからキまでの登記のうち，その申請書に当該会社の株券の提供に関する公告をしたことを証する書面の**添付を要するもの**は，幾つあるか。

ア　株式の併合による変更の登記

イ　株式の譲渡制限に関する規定の変更の登記

ウ　株券を発行する旨の定めの廃止による変更の登記

エ　株式の消却による変更の登記

オ　組織変更による合名会社の設立の登記

カ　当該会社が株式交換完全親会社となる株式交換による変更の登記

キ　当該会社が株式移転完全子会社となる株式移転による株式会社の設立の登記

1　1 個　　2　2 個　　3　3 個　　4　4 個　　5　5 個

第32問　委員会設置会社に関する登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　委員会設置会社でない会社が新たに委員会設置会社の定めの設定による変更の登記の申請をする場合において，従前の取締役と同一人が当該会社の取締役に選任されたときは，取締役の就任による変更の登記の申請をすることを要しない。

イ　監査役設置会社が委員会設置会社の定めの設定による変更の登記の申請をした場合には，監査役設置会社の定めの登記は，登記官の職権により抹消される。

ウ　委員会設置会社が社外取締役の就任による変更の登記の申請をする場合には，当該社外取締役が社外取締役であることを証する書面を添付しなければならない。

エ　取締役会を設置していない会社が新たに委員会設置会社の定めの設定による変更の登記の申請をする場合には，取締役会設置会社の定めの設定による変更の登記も併せて申請しなければならない。

オ　株主総会の決議により解散した委員会設置会社について解散の登記がされた場合には，委員会設置会社である旨の登記並びに委員，執行役及び代表執行役に関する登記は，いずれも登記官の職権により抹消される。

１　アウ　　２　アオ　　３　イウ　　４　イエ　　５　エオ

第33問　会社法上の公開会社でない株式会社における募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　株主に株式の割当てを受ける権利を与えないでする募集株式の発行の場合において，募集株式を発行する株式会社の代表取締役と，募集株式を引き受ける株式会社の代表取締役が同一人であるときは，募集株式の発行による変更の登記の申請書に，募集株式を引き受ける株式会社において利益相反取引についての承認を受けたことを証する取締役会の議事録又は株主総会の議事録を添付しなければならない。

イ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行の場合において，取締役会設置会社が募集事項を取締役会の決議により決定したときは，募集株式の発行による変更の登記の申請書に，取締役会の議事録に加え，定款を添付しなければならない。

ウ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えないでする募集株式の発行の場合において，払込みの期日が，募集事項の決定をした株主総会の決議の日の 10 日後であったときは，募集株式の発行による変更の登記の申請書に，期間の短縮についての総株主の同意を証する書面を添付しなければならない。

エ　株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行の場合において，募集株式の引受けの申込みの期日が，募集事項の決定をした株主総会の決議の日の 10 日後であったときは，募集株式の発行による変更の登記の申請書に，期間の短縮についての総株主の同意を証する書面を添付しなければならない。

オ　出資の目的が株式会社に対する弁済期が到来している金銭債権であって，募集事項として定められた価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合には，募集株式の発行による変更の登記の申請書に，会計帳簿に記載された当該金銭債権の帳簿価額についての公認会計士又は監査法人による証明を記載した書面を添付しなければならない。

１　アイ　　２　アウ　　３　イエ　　４　ウオ　　５　エオ

第34問　株式会社(取締役会設置会社を除く。)の取締役又は代表取締役の変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**誤っているもの**の組合せは，後記1から5までのうち，どれか。

ア　任期の満了による退任後もなお取締役としての権利義務を有する者を代表取締役に選定し，その後，当該代表取締役が死亡した場合には，「死亡」を原因とする取締役及び代表取締役の退任の登記を申請しなければならない。

イ　種類株主総会によって選任された取締役を当該種類株主総会の決議によって解任した場合における変更の登記の申請書には，当該取締役を解任した種類株主総会の議事録のほか，当該取締役を選任した種類株主総会の議事録を添付しなければならない。

ウ　定款に「取締役が2名あるときは，取締役の互選によって代表取締役1名を置く。」旨の定めがあり，取締役Ａ及びＢ並びに代表取締役Ａが登記されている会社について，取締役Ａが取締役を辞任した場合におけるＢを代表取締役とする変更の登記の申請書には，定款を添付しなければならない。

エ　取締役が成年被後見人となった場合における当該取締役の退任の登記の申請書には，後見開始の審判書の謄本及びその確定証明書を添付し，又は後見に関する登記に係る登記事項証明書を添付しなければならない。

オ　取締役につき破産手続開始決定があった場合には，当該取締役について「資格喪失」を原因とする退任の登記を申請しなければならない。

1　アウ　　2　アオ　　3　イエ　　4　イオ　　5　ウエ

第35問　Ａ社を吸収分割承継会社としＢ社を吸収分割会社とする株式会社の吸収分割による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち，**正しいもの**の組合せは，後記１から５までのうち，どれか。

ア　Ａ社に承継させる資産の帳簿価額の合計額がＢ社の総資産額として法務省令により定まる額の５分の１を超えず，かつ，Ｂ社において株主総会の承認決議を経ずに吸収分割の手続を行った場合において，Ｂ社の株主から吸収分割に反対する旨の通知があったときは，Ａ社の吸収分割による変更の登記の申請書に，反対する旨を通知したＢ社の株主が有する株式の数を証する書面を添付しなければならない。

イ　Ａ社が会社法上の公開会社でなく，かつ，吸収分割の対価としてＡ社の譲渡制限株式のみを交付する場合において，交付するＡ社の株式の価額の合計額がＡ社の純資産額として法務省令により定まる額の５分の１を超えないときは，Ａ社の吸収分割による変更の登記の申請書に，吸収分割契約を承認したＡ社の株主総会議事録を添付しなければならない。

ウ　Ａ社の本店の所在地である甲県を管轄する登記所とＢ社の本店の所在地である乙県を管轄する登記所とが異なる場合において，吸収分割の効力発生と同時にＢ社において資本金の額の減少の効力が生じたときは，Ｂ社の吸収分割による変更の登記と資本金の額の減少による変更の登記とは，一の申請書で申請することはできない。

エ　Ａ社に承継させる債務の全てにつきＢ社が重畳的債務引受をする旨の条項が吸収分割契約書にある場合には，Ａ社の吸収分割による変更の登記の申請書に，Ａ社及びＢ社において債権者保護手続をしたことを証する書面を添付しなければならない。

オ　Ｂ社がＡ社との合意によって吸収分割の効力発生日を変更した場合には，Ａ杜の吸収分割による変更の登記の申請書に，変更後の効力発生日を公告したことを証する書面を添付しなければならない。

１　アウ　　２　アエ　　３　イウ　　４　イオ　　５　エオ